

助成制度をご利用ください！

不妊治療費助成制度

平成23年度の助成申請は
平成24年3月30日(金)まで

不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、不妊治療費の一部を、県および市が助成します。

三重県特定不妊治療費助成事業

指定医療機関で、特定不妊治療の体外受精・顕微授精を受けた夫婦を対象に、県が治療費のうち保険適用外の自費分の一部を助成します。ただし、採卵に至った場合が対象となります。

助成内容

1回の治療につき15万円を上限に、初年度は3回まで2年目以降は1年度当たり2回まで、通算5年間助成します。ただし通算10回を超えることはできません。



対象者 (以下の全ての要件を満たしている人)

- ▶ 特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦
- ▶ 夫婦双方または一方が県内に居住していること
- ▶ 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の人
- ▶ 指定医療機関で治療を受けた人

津市不妊治療費助成事業

不妊治療(体外受精・顕微授精・人工授精)を受けた夫婦に対し、市が治療費のうち保険適用外の自費分の一部を助成します。

助成内容

- ▶ 1回の治療につき10万円を上限に、1年度当たり1回、通算5年間助成します。
- ▶ 特定不妊治療の体外受精・顕微授精については、三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額を助成します。
- ▶ 人工授精については費用の2/3を助成します。

対象者 (以下の全ての要件を満たしている人)

- ▶ 法律上の夫婦
- ▶ 夫婦双方または一方が市内に居住していること
- ▶ 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の人
- ▶ 体外受精、顕微授精については、指定医療機関で治療を受けた人

共通事項

申請期間

平成23年度内に治療が終了するものは、平成24年3月30日(金)までに申請してください。提出できない場合は、不妊治療が終了した日から60日以内であれば申請可能ですが、翌年度の助成対象となります。

郵送の場合は、消印日が申請日となります。三重県特定不妊治療費助成事業の申請は、津保健福祉事務所(津保健所、桜橋三丁目、☎223-5094)でも受け付けることができます。



申請に必要なもの

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書または不妊治療費助成事業申請書
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書または不妊治療受診等証明書(不妊治療を受けた医療機関でもらってください)
- ③ 医療機関発行の領収書(コピー不可)
- ④ 世帯全員の住民票または外国人登録原票記載事項証明書(夫婦の氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日が分かるもので、発行後3カ月以内のもの)
- ⑤ 夫および妻の控除額が記載された所得・課税証明書(夫婦それぞれ所得がない場合でも提出してください)
- ⑥ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
※住民票で夫婦であることが確認できない場合

